別紙様式第13号（第147条第1項関係）

（日本工業規格Ａ４）

労働金庫代理業に関する報告書

〔　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで〕

年　　月　　日

主たる事務所
の所在地
名　　称
氏　　名　　印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

１．許可年月日及び許可番号

２．労働金庫代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における労働金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

３．所属労働金庫等

所属労働金庫名		労働金庫代理業再委託者名		労働金庫代理業の業務の内容
	委託契約年月日		再委託契約年月日	

（記載上の注意）

１．「所属労働金庫名」欄は、当期末現在における所属労働金庫（労働金庫法（以下「法」という。以下同じ。）第89条の３第３項に規定する所属労働金庫をいう。）の名称を記載すること。

２．「労働金庫代理業再委託者名」欄は、労働金庫代理業再委託者（法第94条第３項において準用する銀行法第52条の58第２項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて労働金庫代理業を行うときに限り、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び労働金庫代理業の許可番号を記載すること。

３．「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、所属労働金庫のために行う労働金庫代理業の業務の内容を記載すること。

４．使用人の状況

	使　用　人
総　　数	名

（記載上の注意）

１．本表は、当期末における労働金庫代理業に従事する使用人について記載すること。

２．「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

５．事務所の状況

名　　称	所　在　地	所属労働金庫名	労働金庫代理業の業務の内容

（記載上の注意）

１．「所属労働金庫名」欄及び「労働金庫代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属労働金庫のために労働金庫代理業を営むときは、当該所属労働金庫ごとに記載すること。

２　適宜地区別に区分して記載すること。

６．労働金庫代理業の実施状況

(1)　預金関係

①　代理　　（単位：千円、件）

所属労働金庫名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計（その他を含む。）	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合　　計								

（記載上の注意）

当期末における預金の口座数及び残高を所属労働金庫ごとに記載すること。

②　媒介　　（単位：件）

所属労働金庫名	流動性預金	うち当座預金	定期性預金	合　　計（その他を含む。）
	件　　数	件　　数	件　　数	件　　数
合　　計				

（記載上の注意）

「件数」欄は、法第 89 条の３第２項第１号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属労働金庫ごとに記載すること。

(2)　貸出金関係

①　代理　　（単位：千円、件）

所属労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合　　計	
	件　数	残　高	件　数	残　高	件　数	残　高
合　　計						

（記載上の注意）

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属労働金庫ごとに記載すること。

② 媒介　　（単位：千円、件）

所属労働金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合　　計	
	件　数	媒介額	件　数	媒介額	件　数	媒介額
			（　　）	（　　）		
			（　　）	（　　）		
合　　計			（　　）	（　　）		

（記載上の注意）

1．当期中における法第 89 条の３第２項第２号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属労働金庫ごとに記載すること。

2．「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。

3．「媒介額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。

4．「件数」欄及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第 125 条第３号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係　　（単位：件）

所属労働金庫名	代　　理	媒　　介
合　　計		

（記載上の注意）

1　「代理」欄は、当期中における法第 89 条の３第２項第３号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

2　「媒介」欄は、当期中における法第 89 条の３第２項第３号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況　　（単位：千円）

所属労働金庫名	手　　数　　料
合　　計	

（記載上の注意）

「手数料」欄は、当期中に所属労働金庫（労働金庫代理業再受託者（法第 94 条第３項において準用する銀行法第 52 条の 58 第２項に規定する労働金庫代理業再受託者をいう。）にあつては、労働金庫代理業再委託者）から得た労働金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。